

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和元年6月11日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 本日、私から2件のお知らせがございます。

まず、1件目でございます。原子力規制庁職員の懲戒処分を行いましたので、御報告をさせていただきます。

本日、長官官房の課長補佐級の職員を、公務外の行為につきまして、減給二月の処分といたしました。

本件職員は、昨年10月24日19時40分ごろに、路上に駐車されたバイクのシートをカッターナイフで切りつけて損壊したところを巡回中の警察官に現認され、検挙され、その後、同種の事案2件が判明したものでございます。

原子力規制庁の職員がこのような事案を起こしたということは、大変遺憾でございます。原子力規制庁といたしましては、職員に対して服務規律の遵守を徹底してまいります。

次に、広報日程に基づきまして、今後の日程等について、補足説明をさせていただきます。

お手元の資料の1. (1) 第12回の原子力規制委員会が、明日6月12日水曜日午前中に開催される予定でございます。議題は、記載されておりますように、8件予定されてございます。

まず、議題1「関西電力株式会社高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて（案）－敷地の面積及び形状の変更、廃樹脂処理装置他の共用－」。

こちらの議題でございますが、記載されておりますように、高浜1号、2号、3号、4号炉の、こちらは個別の内容でございます。設置面積等の変更、また、廃樹脂処理装置ほかの共用に関する設置変更許可申請につきまして、審査の結果の案を取りまとめ、関係機関、原子力委員会及び経済産業大臣に意見聴取を行うということにつきまして、委員会にお諮りをするものでございます。

次に、議題2「特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続について」。こちらは本年4月24日の委員会におきまして、特重施設が期限内に完成

していない発電用原子炉施設についての対応の方針が確認されましたが、その際に、期限を迎えた場合の具体的な手続について整理をするようにという指示が原子力規制庁に対してございました。これを受けて、検討を行った結果を委員会に御報告し、御審議をいただくというものでございます。

次に、議題3「次期中期目標の策定に向けて」。こちらは原子力規制委員会のマネジメントシステムに基づきます中期目標、こちらの次期目標の策定に向けて検討を開始するに当たりまして、今後の取り組みの方向性についての考え方を原子力規制庁から報告し、御議論をいただくというものでございます。

次に、議題4「工業標準化法（JIS法）の改正に伴う規則等の改正及びこれに対する意見募集の結果等について」。こちらは5月8日の委員会におきまして審議をいただき、その後、意見募集を行ってまいりました、本件議題にございます規則等の改正案につきまして、意見募集の結果を御報告し、規則等の一部改正を行うことについて、委員会にお諮りをするものでございます。

次に、議題5「原子力規制委員会が受け取る報告書等における印影及び個人情報情報の省略に係る規則等の改正並びにこれらに対する意見募集の結果等について」。こちら先ほどの議題と同様に、同じく5月8日の委員会において審議され、意見募集が行われてきた本件規則等の改正につきまして、意見募集の結果を報告し、改正を行うことについて、決定をいただくというものでございます。

次に、議題6「安全研究の評価結果（案）について（中間評価及び事後評価）」。こちらは、原子力規制庁の技術基盤グループで実施しております安全研究プロジェクトのうち、今回、評価対象となりますものについて、中間評価と事後評価の結果を御報告し、お諮りすると。委員会として御審議をいただくというものでございます。

次に、議題7「緊急時対策支援システム（ERSS）の運用マニュアルの制定について」。こちらはERSSの運用マニュアルの制定について、委員会に報告をするものでございます。こちらは先般3月6日の委員会におきまして、これまでのマニュアルの改正でございますが、その主な内容と、決定を長官の決定という形にするということについて了承されたものでございますが、その際に委員会にも報告をするようにという指示を受けていた。これに対応するものでございます。

最後に、議題8「平成30年度第4四半期における専決処理について」。こちらは原子力規制委員会への報告が必要となります専決処理事項について、平成30年度第4四半期における処理状況を委員会に御報告をするというものでございます。

次に、広報日程の2ページ目でございます。

中段になります。6月13日木曜日、(4)第725回の審査会合が午前中に開催される予定となっております。議題、審査対象は1件の予定でございます。内容は、PWR関係各社の合同の審査ということで、有毒ガス防護対策についてのバックフィットに係る許可申請についての審査の予定でございます。これまでの審査に続いて、今回は伊方についての

対応状況について、説明をお聞きするという予定でございます。

次に、広報日程の3ページ目下段になります。(10)でございます。日程は6月14日金曜日、第728回の審査会合が午後開催される予定となっております。こちらの議題は、記載されておりますように、北陸電力・志賀原子力発電所の敷地及び敷地周辺の地質・地質構造についての審査が行われる予定でございます。こちらは、現在、追加調査を事業者において実施中でございます。その状況について、説明をお聞きする予定でございます。

次に、広報日程の4ページ目、6月17日月曜日、(13)第27回検査制度の見直しに関するワーキンググループが開催される予定でございます。議題は、広報日程に記載されておりますように、多岐にわたりますけれども、まず、議題1として「検査ガイドの整理について」ということで、フェーズ1の試運用を踏まえた改善について、引き続き行っている改善について議論が行われる予定でございます。

また、議題2として、安全重要度評価のガイドのうち、火災防護及びバリア健全性に関するもののガイドについての議論が行われる予定でございます。

また、議題3では、試運用フェーズ2の実施状況について、こちらは事業者と現状、実施条件についての認識を共有する予定でございます。

また、議題4で、書類に対する意見等ということで、事業者からの御意見をお聞きするという予定となっております。

議題5では、事業者のPRAモデルを活用するための適切性の確認状況と判断基準ということで、原子力規制庁の側から説明を行い、議論を行う予定でございます。

最後に、議題6として、安全重要度評価における定性的評価の手法ということで、定量的評価が難しいものについての評価の手法について、こちらで議論を行う予定でございます。

次に、その下、(14)第283回の核燃料施設等に関する審査会合が、同日6月17日の11時から、こちらは夕刻にかけて開催される予定でございます。議題は大きく5件が予定されております。

まず、議題1として、原子燃料工業東海事業所(加工施設)の新規制基準に係る設工認の認可申請についての審査が行われる予定でございます。分割申請がなされておりますが、5月27日に申請があった分についての審査が行われる予定でございます。

また、そのほかの分割申請全体の状況について、こちらは東海とともに、熊取事業所の分も含めて進捗状況を確認する予定でございます。

ここで昼を挟みまして、議題2といたしまして、京都大学複合原子力科学研究所の臨界実験装置(KUCA)について、こちらは既に許可されておまして、使用されておりますが、個別の設置変更許可申請があった件についての審査が予定されております。5月31日に燃料の追加についての申請があったということで、こちらについての審査ということでございます。

次に、議題3として、原子力研究開発機構原子力科学研究所のJRR-3、こちらについての設工認の審査でございます。分割申請のその9、無停電電源装置の一部更新に関しての、こちらは3回目の審査ということになってございます。

次に、議題4、三つに分かれておりますが、議題4として、原子力研究開発機構原子力科学研究所の放射性廃棄物の廃棄施設について、こちらの設工認についての審査が予定されております。分割申請のその7、その8、その9、詳細は記載されておりますが、いずれも火災対策の関係でございますが、これらについての申請が6月に入ってあったということで、それについての説明をお聞きする予定でございます。

最後に、議題5として、リサイクル燃料貯蔵株式会社使用済燃料貯蔵施設の新規制基準適合性についての審査が予定されております。こちらは前回までに全体についての説明を改めてお聞きし、コメントを行っているところでございます。それらについてのコメント回答、火山対策の部分も含まれますが、それらについてのコメント回答が行われる予定でございます。

次に、広報日程の5ページ目でございます。日程的には6月17日月曜日でございます。

(15) 第72回の特定原子力施設監視・評価検討会が午後に開催される予定でございます。議題は、記載されておりますように、3件でございます。

まず、議題1として、処理水の全β値と主要7核種合計値との乖離について指摘をし、調査が行われていたところございまして、その結果が東京電力から説明があるということでございます。

次に、議題2として、放射性物質分析施設の設置についてということで、分析施設を新たに設けるということで検討が進められておりますが、その考え方、目的や体制などについて、説明をお聞きする予定でございます。

議題3は、建屋滞留水処理の進捗状況ということで、こちらは定例で毎回状況をお聞きしているものでございますが、進捗状況の説明をお聞きするというところでございます。

なお、その他の中ということになる見込みでございますが、1・2号機の排気筒解体用のクレーンの高さの調整の問題についても、状況をお聞きすることが見込まれております。

最後に、その下、(16) 第145回の放射線審議会の総会が同日の午後3時から開催される予定でございます。こちらの議題は、記載されております3件が予定されております。

まず、議題1といたしまして、ICRP2007年勧告の受け入れに関する論点のうち、女性の放射線業務従事者等に対する線量限度の問題についての議論を、前回までに引き続いて行う予定でございます。前回は有識者の意見を聴取したということでございます。今回は関係団体からの意見書、また、厚生労働省などからの説明をお聞きし、これらを踏まえて検討を引き続き行っていくという予定でございます。

次に、議題2といたしまして、同じくICRP2007年勧告の受け入れに関する論点のうち、健康診断の問題についての議論が行われる予定でございます。こちらは、本件に関連し

まして、規制庁の研究事業、放射線安全規制研究推進事業で行っている研究がございますので、その研究の状況について、説明が行われるという予定でございます。

次に、議題3といたしまして、福島県内除去土壌の再生利用に関する検討状況について。こちらは除去土壌の再生利用に関する検討の状況について、環境省から放射線審議会に対して報告があるということでございます。

私からの御説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。ワタナベさん。

○記者 時事通信のワタナベです。よろしくお願いいたします。

最初に御説明いただいた懲戒処分の関係で伺いたいのですが、この職員さんは、どうしてこういうことをしたということは、何か内部の調査では言っているのでしょうか。

○大熊総務課長 この行為でございますが、概要を申し上げました。路上に駐車されたバイクのシートを切りつけて損壊したということでございます。勤務終了後の帰宅の途上において公務外で行った行為ということでございますが、本人は、聞き取りに對しまして、店舗から公道にはみ出て駐車しているバイクがあって、これが歩行者の通行の妨げになっていることに腹が立ったと。バイクのシートを切り裂けば、懲りて路上駐車をしなくなると考えたというふうに申しているということでございました。

○記者 ほかの2件も同様の動機なのでしょうか。

○大熊総務課長 はい。本件と同様に、同じような事情で店舗前に駐車中のバイクのシートを切りつけたということで、本人は説明をしてございました。

○記者 この職員さんは、その当時は飲酒していた、酔っぱらっていたのですか。

○大熊総務課長 いえ、飲酒はしておりません。しらふでございました。

○記者 もう一点だけ。

カッターナイフは持ち歩いていたということなのでしょうか。

○大熊総務課長 はい。これも本人の聞き取りに對する説明でございますが、釣りが趣味で、ナイフは仕掛けを作るために、そのとき持ち歩いていたというふうに本人は申しておりました。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますか。オオサキさん。

○記者 最後に御説明いただいた放射線審議会の議題についてなのですが、環境省から再生利用に関する検討状況についての報告を受けるとあるのですが、これの放射線

審議会の役割というか、この事案について、どういった関係でこの報告を受けるということになるのか、もう少し補足でお願いできますか。

○大熊総務課長 こちらは環境省からの希望がございまして、放射線審議会で状況を報告して、放射線審議会の委員の方々から御意見があれば、お聞きできればという御希望があり、説明が行われるということでございます。審議会としての諮問・答申とか、そういった法的な行為と申しますか、ものではございません。環境省からの希望により、報告がなされるということでございます。

○司会 ほか、ございますか。マルヤマさん。

○記者 TBSのマルヤマです。

あすの規制委の議題2の点なのですけれども、具体的な手続というのは、結構かつちりしたところまで提示するという形なのですか。

○大熊総務課長 そうですね。基本的なと申しますか、方針自体は委員会で既に明確に確認されたところございまして、具体的な手続を整理するよという指示が委員会であったということで、これを受けて、法的な手続の内容ですとかタイミングとか、そういったものを整理して、案として委員会に御報告をして、御議論をいただくということを予定しております。

○記者 あしたでかつちり決まってしまうところまで話し合うということはあるのですか。

○大熊総務課長 具体的な考え方、案として整理したものを委員会に御説明して、御議論をいただきます。その結果どうなるかは、委員会の議論次第ということになります。

○記者 あと、もう一点だけ。

例の大山の火山灰の話ですけれども、関電側の弁明を聞いて、最終的に命令を出すかどうかは、委員会の判断だとたしかおっしゃっていたのですけれども、ここの議題にないということは、弁明が出てきても、命令を出すかという決定は次週の委員会以降になるということですか。

○大熊総務課長 あすの議題には入っておりません。命令を出す場合には委員会の決定が必要でございますので、委員会で審議の上で行うということになります。ですので、それは次週以降ということに、まだ予定があるわけではございませんが、そういうことになろうかと思えます。

○記者 その前に出てきて、急に議題が追加されるということではなく、来週以降に送られるということですか。

○大熊総務課長 はい。今のところ、追加するということは考えられておりません。検討されております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—